

2020年8月1日 制定

2023年9月1日 改定

確認検査業務手数料規程 第19条 確認検査申請手数料の減額に関する附則

一般財団法人 日本建築総合試験所

確認検査業務手数料規程 第19条において規定する確認検査申請手数料の減額に係る要件について、以下の通り定める。

1. 建築物に関する同一用途の確認の申請が、前年度において10件以上、又は過去4年度前から前年度の期間において計15件以上あり、かつ当該年度においても同程度の申請件数が見込めることにより確認検査の業務が効率的に実施できる代理者（手数料の請求先）に対しては、建築物に関する確認の申請の申請手数料について、確認検査業務手数料規程 別表第1に掲げる額から1割減じた額（1,000円未満切り捨て）を適用することができるものとする。